

「トランポリンパーク等での事故」(令和5年4月20日報告書公表)に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する取組状況

「トランポリンパーク等での事故」(令和5年4月20日報告書公表)における消費者安全調査委員会から経済産業省、文部科学省、消費者庁への意見に関し、令和6年11月時点の取組状況を踏まえ、表に示す項目(確認事項(令和7年3月27日))について貴省庁の御見解をお伺いします。

番号	意見(令和5年4月20日) 消費者安全調査委員会	取組状況(令和6年11月)	確認事項(令和7年3月27日) 消費者安全調査委員会
1	1 経済産業大臣への意見		
1	経済産業省は、トランポリンパークで、本報告書が示すとおり重大事故等が発生していることから、各施設運営者に対して個別に、本報告書の再発防止策を踏まえた安全への取組を、小規模施設運営者にも実施できるよう実効性に配慮して要請するとともに支援をすること。 また中長期的には、トランポリンパークの安全性を確保するためのシステムの構築に対する支援をすること。		
1. 1	施設運営者によるリスク低減策		
2	(1) 対策の必要性の周知 各施設運営者に対して、宙返り等に起因するトランポリンへの首や手からの着地、フォームピットへの頭や肩からの着地及びトランポリンへの飛び降り、複数人利用等のリスクを低減する対策の必要性を周知すること。	・トランポリンパーク施設運営者の実態把握のため、Web検索等をベースにトランポリンパーク等を運営していると思われる事業者の連絡先等を把握し、トランポリンパーク施設運営者リストを作成。 ・「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書ートランポリンパーク等での事故ー」や消費者向け注意喚起HPの内容を、トランポリンパーク施設運営者リストを基に周知・遵守を要請。	<質問> 施設運営事業者のリスト更新を適宜行う((4)中長期的な施策に対する御報告参照)とのことだが、年1回以上の更新を予定しているか御教示願いたい。
3	(2) 直ちに実施すべき再発防止策の要請 各施設運営者がリスクを認識するため、公益財団法人日本体操協会の技術的支援を仰ぐなどしてトランポリンの技術的な知識を習得すること及びリスク認識を確実なものとする、継続的なリスク低減を事業の実状に即して実践すること、さらに、国際規格等に基づいたハード及びソフト設計を行うこと、常時監視の運営を確立すること、利用者に実効的に危険性を周知させることを重視して、施設運営者に要請すること。	消費者庁作成のトランポリンパーク等での事故に関する啓発動画について、事業者へ施設の受付等、全ての利用者が観覧可能な場所での活用を促すべく、トランポリンパーク施設運営者リストを基に要請。	<質問> 啓発動画の活用要請以外の取組予定について御教示願いたい。

番号	意見(令和5年4月20日) 消費者安全調査委員会	取組状況(令和6年11月)	確認事項(令和7年3月27日) 消費者安全調査委員会
4	(3)専任の監視員・指導員 各施設運営者に対して、専任の監視員・指導員に関しては、公益財団法人日本体操協会の公認トランポリン普及指導員、公認トランポリンコーチの資格保有者の採用、又は資格取得を促すこと。	未然に施設内での事故を防ぐことを目的に、指導員・監視員のスキル向上を図るため、日本体操協会主催トランポリン普及指導員認定講習会(令和5年10月8日)への参加を促すべく、トランポリンパーク施設運営者リストを基に参加を要請。	<質問> 日本体操協会が実施する「事業者向け普及指導員講習会」は事業者の要請に応じて開催されるため、改めて事業者へ開催方法の周知と参加要請を行うことが対応可能か、また令和6年度以降の予定等を御教示願いたい。
5	(4)中長期的な施策 経済産業省として、継続的に対策状況を把握しリスク低減のための具体的な施策を立案していくこと。 中長期的には、安全性向上のため、組織的にリスク低減の対策を実施、管理することを継続的に行うよう各施設運営者に促すこと。関係する省庁の要請に応じた施設や設備メーカー等が中心となって、業態の実態や利用実績などを踏まえながら、利用者への危険性及び安全の効果的な周知、国際規格等に準拠した規格の策定を進めるよう、施設運営者等に促すこと。	・「事故情報データベースシステム」等を活用した継続的な事故情報の収集を行い、トランポリンパーク施設での事故状況を踏まえつつ、必要に応じてトランポリンパーク施設運営者リストの更新もしながら事業者への注意喚起・日本体操協会主催講習会への参加要請・要請への適合状況の公表を促す等の対応を行う。 ・トランポリンパーク事業者間の連携の進展状況を踏まえつつ、中長期的に利用者の安全性向上に向けて、規格策定等の取組を促すなど、必要なサポートを実施する。	<質問> ・「トランポリンパーク事業者間の連携の進展状況を踏まえつつ、中長期的に利用者の安全性向上に向けて、規格策定等の取組を促すなど、必要なサポートを実施する」という御報告の具体的内容と方策・ステップについて御教示願いたい。 ・トランポリンパークの業界団体の設立が困難である場合には、より上位かつ広範の業界による団体設立を目指す、又は様々な業態のトランポリンパークに関連するような既存の団体に要請をしJIS化に向けた取組とすることは可能か、さらにそうした動きに対して貴省として後押しができるのか御教示願いたい。
/	1. 2 安全への取組状況の公表		
6	各施設運営者に対して、消費者にとっての安全の「見える化」を目指し、関係する省庁からの安全に関する要請事項についての適合状況を、施設が自ら作成し、ホームページ等で公表するよう促すこと。	「事故情報データベースシステム」等を活用した継続的な事故情報の収集を行い、トランポリンパーク施設での事故状況を踏まえつつ、必要に応じてトランポリンパーク施設運営者リストの更新もしながら事業者への注意喚起・日本体操協会主催講習会への参加要請・要請への適合状況の公表を促す等の対応を行う。	<質問> 1. 1 各項含めて周知・要請を行った結果や反応について把握しているか。把握している場合、その内容について御教示願いたい。

番号	意見(令和5年4月20日) 消費者安全調査委員会	取組状況(令和6年11月)	確認事項(令和7年3月27日) 消費者安全調査委員会
2	文部科学大臣への意見		
7	文部科学省は、公益財団法人日本体操協会に施設運営者への技術的な知識の習得、リスク認識の支援等の協力を促すこと。	①スポーツ庁より、公益財団法人日本体操協会（以下、「日本体操協会」という）に対して、令和5年4月20日付けで、「トランポリンパーク等の施設運営者に対する支援等の協力依頼について」という事務連絡を発出。トランポリンパーク等の施設運営者からの要請に応じて、技術的な知識の習得、リスク認識の支援等の協力を依頼した。 ②日本体操協会では、令和5年10月8日に、トランポリンパーク事業者向けに「トランポリンパーク事業者向け普及指導員講習会」を開催。講習会では、初心者向けにトランポリンの基礎から説明し、事故防止につながる内容とするよう心がけ、安全に十分配慮した施設運営を行っていただくよう伝えた。 ③令和6年3月に消費者庁がトランポリンパークでの事故防止啓発動画を制作・公表したことを受けて、スポーツ庁から日本体操協会にも展開し、講習会等で積極的に活用していただくよう協力を依頼した。また、スポーツ庁の公式ホームページにも掲載した。 ④日本体操協会では、「トランポリン普及指導員認定講習会」、「JGAコーチ研修会」、「JGAトランポリン公認コーチ認定講習会」、「日本スポーツ協会公認コーチ3養成講習会<トランポリン>」を定期的に全国各地で開催し、受講者に対して、消費者庁の事故啓発動画を紹介しながら、トランポリンパークにおける事故が多いことを説明し、トランポリンの事故防止への協力依頼を行っている。 ⑤また、日本体操協会としては、「トランポリンパーク事業者向け普及指導員講習会」を今後も開催する方向で検討しており、協会ホームページのトップにバナーを設置して、そこからトランポリンホームページ内に新規ページとして、「トランポリンパーク・遊戯場事業者からの問合せページ」を作成予定。	なし

番号	意見(令和5年4月20日) 消費者安全調査委員会	取組状況(令和6年11月)	確認事項(令和7年3月27日) 消費者安全調査委員会
3	消費者庁長官への意見		
8	消費者庁は、消費者に対し、トランポリンパークを含むトランポリンでの遊戯一般の危険性を分かりやすく周知すること。周知に当たっては、消費者が危険性を確実に認識するよう、本報告書や調査委員会で作成する動画等、適切な啓発媒体を活用すること。 また、収集されたトランポリンパーク等での事故情報を、関係する省庁へ提供すること。	遊戯施設におけるトランポリンの事故については、令和2年12月及び令和4年4月に、消費者庁が作成した分かりやすいイラストや(独)国民生活センターが作成したトランポリンの特性に関する動画などを用いて、トランポリンの危険性を伝える注意喚起を行った。その後、令和4年9月には、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項に基づき、事故防止の取組が不十分であることが窺われた特定のトランポリンパークに係る注意喚起を行った。さらに、令和5年4月には、トランポリンでの事故を含む遊戯施設での事故について注意喚起を行った。 また、令和2年12月、令和4年4月及び令和5年4月の注意喚起時には、「消費者庁X(旧Twitter)」で同内容を周知するポストをそれぞれ同日付けで行った。このほか、令和6年11月には、「消費者庁 こどもを事故から守る!X(旧Twitter)」で消費者安全調査委員会が作成した動画を用いてトランポリンの危険性を伝えるポストを行った。 消費者庁が収集したトランポリンパーク等での事故情報の提供に関する取組として、行政機関等から消費者庁に通知があった消費者事故等の情報について、その概要を消費者庁ウェブサイトで公表するほか、消費者被害の発生又は拡大の防止のため、事業者名等を含む詳細情報を原則毎月、経済産業省等の関係省庁に対して情報提供している。 なお、消費者庁においてトランポリンパーク等での消費者事故等の情報を幅広く把握し関係省庁に提供できるよう、地方公共団体向けの説明会において、消費者庁に通知された消費者事故等の情報の活用事例として、上記の令和4年9月の消費者庁による注意喚起を紹介し、同様の事故事例を把握した場合の通知への協力を促した。また、令和6年3月7日には消防庁に対して事務連絡を发出し、「特に消費者庁に通知いただきたい事故情報」としてトランポリンパークでの事故情報を例示し、同様の事例があった場合に通知するように依頼した。	なし